第 12 回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時:令和5年7月20日(木)

午後2時15分から午後3時45分まで

場 所:市庁舎18階会議室みなと6・7

及び オンライン会議 併用

1 開会

2 議題

(1)	会長・副会長の選出	【資料2】
(2)	令和4年度の実績について	【資料3】
(3)	令和5年度 取組の方向性について	【資料4】
(4)	個別事案について	【資料5】

3 閉会

資 料

【資料1】	委員名簿・事務局名簿
【資料2】	条例 (一部抜粋)・審議会運営要綱
【資料3】	令和4年度の実績について
【資料4】	令和5年度 取組の方向性について
【資料5】	個別事案について

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

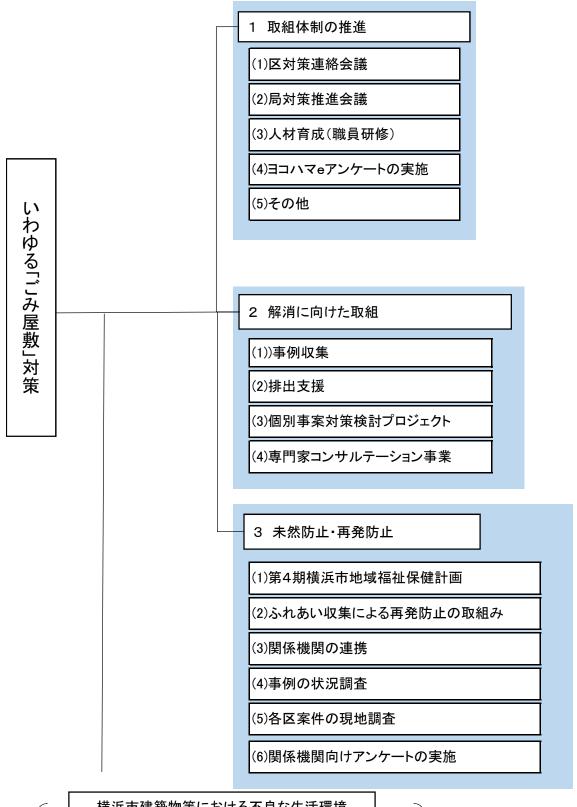
氏 名	所属等
池田 誠司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学法学部長
川邊 正子	横浜市民生委員児童委員協議会
。 岸 恵美子	東邦大学看護学部長
黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
田中 恒司	弁護士(神奈川県弁護士会)
まつぎわ ひでお 松澤 秀夫	横浜市町内会連合会

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏 名
	局長	佐藤 広毅
健康福祉局	地域福祉保健部長	うちだ きゃこ 内田 沢子
	福祉保健課長	やました かずひろ 山下 和宏
	局長	*************************************
資源循環局	家庭系廃棄物対策部長	立花 千恵
	業務課長	まわだ りょうじ 澤田 亮仁

いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図



横浜市建築物等における不良な生活環境 の解消及び発生の防止に関する審議会

条例第13条に基づき、主に命令・代執行に関する事項及び本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策への調査審議、答申を目的として、審議会を設置しています。

【令和4年度の開催状況】

•令和4年8年2日 第11回審議会

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(一部抜粋)

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関す る審議会

(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会)

- 第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解 消及び発生の防止に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答申する。
 - (1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関すること。
 - (2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し 必要な事項について、市長に意見を述べることができる。 (組織)
- 第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。 (会長及び副会長)
- 第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第 17 条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定 める。

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(以下「条例」という。)(平成28年9月26日横浜市条例第45号)第13条に規定する横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会(以下「審議会」という。)の運営に必要な基本事項を定める。 (会議)
- 第2条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市 長が行う。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決 するところによる。

(会議の公開)

- 第3条 審議会は、公開とする。
- 2 審議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、 傍聴しなければならない。
- 3 傍聴定員は、先着順で5人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りでは ない。
- 4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場から の退去を命じることができる。
- 5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。 (会議の非公開)
- 第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第 31条ただし書の規定により審議会を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するも のとする。
- 2 会長は、委員の発議により審議会を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 審議会を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その 指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。 (庶務)
- 第5条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課において処理する。 (委任)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

令和4年度の実績について

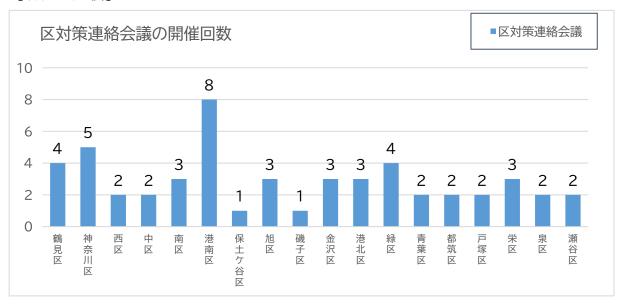
1 取組体制の推進

(1) 区対策連絡会議の実施

対策連絡会議は、各区の要綱に基づき設置され、区長を座長とし、部課長級の職員で構成されています。区内の情報共有、いわゆる「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行っています。

各区の対策連絡会議で判定された件数や解消件数は、健康福祉局福祉保健課が年1回(3月31日時点)集計し、審議会で報告しています。

【各区の実績】



(2) 局対策推進会議の実施

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成し、市全体のいわゆる「ごみ屋敷」対策の進捗管理を行います。

令和4年度は、令和3年度の実績及び今後の取組の方向性について検討しま した。

また、支援困難事例3件についての検討を行いました。

【開催回数】 1回

(3) 人材育成(職員研修の実施)

- ア いわゆる「ごみ屋敷」対策の背景と基本的な考え方、条例の概要、各種規定 類に関する説明、排出支援の取組などについて、福祉保健センター、資源循 環局の職員を対象に実務研修を実施しました。
- イ いわゆる「ごみ屋敷」対策は、地域の課題解決であり、基礎自治体職員としての役割について考えることを目的に、新採用職員、比較的ごみ屋敷問題にふれる機会があると思われる、区役所、健康福祉局、こども青少年局、資源循環局の職員を対象にeラーニングを実施しました。
- ウ 福祉的観点から寄り添った支援による解消を目指し、福祉保健センターの 専門職向けに研修を実施しました。
- ※ 各研修では、令和3年度に作成した判定ドリルを使用し、いわゆる「ごみ屋 敷」判定の平準化を図りました。

<実施状況>

	内容等		開催日	対象及び参加者数
	ア	実務研修	令和4年 6月2日	対象:区役所、資源循環局事務所職員 受講者 46名
局	イ	e ラーニング	令和4年 7月~9月	対象:新採用職員・区、健康福祉局、 資源循環局、こども青少年局職員 受講者 649名
	ウ	区専門職向け 研修	通年	対象:区生活支援課職員 4区 (保土ケ谷区、金沢区、戸塚区、栄区)
4	各区主催の研修および事業説明		通年	対象:区職員8区 延べ16回実施 (神奈川区、中区、南区、港南区、 磯子区、金沢区、港北区、都筑区)
区	区主催の専門家 コンサルテーシ		令和4年10月20日	対象:神奈川区職員 90名
	ョン		令和5年2月1日	対象: 栄区職員 13名

2 解消に向けた取組

(1) 令和 4 年度末 各区のいわゆる「ごみ屋敷」の件数について

いわゆる「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又 は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

市・区	前年度からの 継続件数(①)	新規把握(②)	# (1+2)	解消件数	継続件数
横浜市	36	21	57	20	37
鶴見	5	0	5	1	4
神奈川	2	6	8	4	4
西	3	1	4	0	4
中	3	0	3	0	3
南	5	3	8	2	6
港南	1	2	3	2	1
保土ケ谷	1	1	2	0	2
旭	4	1	5	1	4
磯子	0	0	0	0	0
金沢	4	0	4	4	0
港北	2	0	2	1	1
緑	1	2	3	2	1
青葉	1	1	2	1	1
都筑	0	1	1	0	1
戸塚	2	2	4	1	3
栄	2	0	2	0	2
泉	0	0	0	0	0
瀬谷	0	1	1	1	0

件数(年度別把握·解消件数一覧)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度	累計
前年度継続件数	I	67	70	63	52	44	36	_
新規把握件数	93	50	33	26	12	16	21	251
解消件数	26	47	40	37	20	24	20	214
(排出支援によ る解消)	(8)	(20)	(27)	(15)	(8)	(12)	(13)	(103)
未解消件数	67	70	63	52	44	36	37	_

(2) 解消理由について

条例に基づき、いわゆる「ごみ屋敷」と判定された 57 件のうち、近隣への影響が解消した事例は 20 件でした。

近隣への影響が	解消理由		
解消した件数	6条3項による排出支援	本人・親族による撤去等	
20	13	7	

(3) 排出支援の実施

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができない事例について、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行いました。

ア 排出支援により解消した件数 13 件

イ 一般廃棄物処理手数料の減免実績

排出支援により解消した13件中、12件を減免しました。

減免理由	件数	搬入量(kg)	金額(円)
生活保護	8	13, 970	181, 610
センター長判断	4	25, 210	327, 730
合 計 (平均)	12	39, 180 (3, 265kg)	509, 340 (42, 445 円)

(4) 個別事案対策検討プロジェクト

区局の関係部署の課長、係長級、担当職員で構成しています。近隣への影響が大きく、区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の身心の状況、近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法等を議論しあい、各部署が連携して対策にあたりました。 【実施状況】4事例 20回実施

(5) 専門家コンサルテーション

ア 福祉、保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを実施し、支援の中心となる社会福祉職や保健師等を対象に、研修や事例検討会を実施しました。 【実施状況】 派遣回数 2回

イ 弁護士相談

支援の実施にあたって法律上の判断に迷う案件について、弁護士相談を実施し、法的なアドバイスをいただきました。【実施状況】 相談回数 2回

3 未然防止・再発防止の実施

(1) 関係機関との連携

関係機関との連携強化を目的に、規則に定める関係機関(社会福祉協議会、基 幹相談支援センター、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター)の職員を 対象とした研修を実施しました。

<実施状況>

	内容等	開催日	参加者
	関係機関向け	令和5年	区職員・関係機関職員 77名 (地域ケアプラザ、基幹相談支援センター、
	研修	1月17日	精神障害者生活支援センター、市社会福祉協 議会、区社会福祉協議会 等)
局	※個別事案対策		※困難事案を抱える区が一同に会し、有識者助言 を得て、今後の支援に繋げる取組(初開催)
	検討プロジェク	令和4年	区職員24名
	ト合同コンサル	11月9日	健康福祉局・資源循環局職員7名 関係機関職員3名(地域ケアプラザ、区社会
	テーション		福祉協議会、基幹相談支援センター)
			対象:関係機関職員2区(旭区、都筑区)
区	関係機関向け	通年	延べ3回実施 148名
<u> </u>	研修	<u> </u>	(民生児童委員、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会)

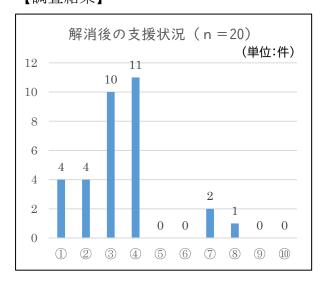
(2) ふれあい収集による再発防止の取組

再発防止に向けた取組として、排出支援実施者に対するふれあい収集の運用を 行っています。【利用状況】令和4年度 排出支援による解消13件のうち 3件

(3) 事例の状況調査

令和4年度に解消した20件の解消後の支援状況等について、調査を実施しました。その結果、「困りごとを相談できる先が確保できている」が11件55%、「必要な福祉サービスを利用できている」が10件50%と、必要な医療・福祉サービスの利用、困りごとの相談先の確保につながっています。

【調查結果】



質問項目の内容

- ①死亡、入院、転居(施設入所含む)により、親族・大家等が堆積物を撤去した。
- ②必要な医療が受けられている。
- ③必要な福祉サービスを利用できている。
- ④困りごとを相談できる先が確保できている。
- ⑤解消前と比べると、親族や近隣等との関係が良くなっている。
- ⑥解消前と比べると、外出できる場所や、外出する機会ができている。
- ⑦区役所、関係機関、親族、近隣等の関わりを拒否している。
- ⑧福祉サービスの利用を拒否している。
- ⑨既存の福祉サービス利用対象に該当しない。

⑩転居

令和5年度 取組の方向性について

1 取組体制の推進

いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者の中には、既存の制度や支援対象の狭間の事例等、 アプローチが困難な事例があります。

また、排出支援の経験が少ない区や、関係各課との調整や連携支援の実績が少ない区もあります。

<取組内容>

- 健康福祉局で毎年実施している、各区の対応件数の報告取りまとめに合わせた個別案件の状況把握を行い、支援困難な状況、近隣への影響が著しく重篤化することが予想される案件等については、早期に区・局が連携し対応します。
- 区福祉保健課担当職員向け研修や、事務局担当者会議、専門職向け研修を 引き続き開催します。

2 解消に向けた取組

8050世帯、キーパーソン不在の高齢者世帯、「集めるタイプ」の堆積者等については、長期化・深刻化する傾向があります。

また、一旦排出支援に結び付いても、再発の可能性が非常に高い案件もあります。

<取組内容>

- 区局が連携して、解消に向けた支援方針の策定等を行います。
- 必要に応じて、福祉保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを 活用します。

3 未然防止・再発防止

いわゆる「ごみ屋敷」の早期発見、未然防止(再発防止)に向けては、地域住民 や、地域の関係機関等と連携した見守りや、支え合いなどの地域福祉保健の推進と 共に取り組むことが必要です。

<取組内容>

- 区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、民生委員等と、本市におけるいわゆる 「ごみ屋敷」対策の取組について共有し、早期発見・未然防止のネットワーク 構築の取組を進めます。
- いわゆる「ごみ屋敷」に至る要因には、課題を複合的に抱えていることが 多いため、庁内の他事業担当(8050問題、権利擁護、認知症、障害施策関連等) とも連携した取組を進めます。

いわゆる「ごみ屋敷」対策は、第5期横浜市地域福祉保健計画(令和6年度~10年度)素案の中に盛り込まれています。

2 47 711711	
第4章1	身近な地域で支えあう仕組みづくり
(2) 課題解	解決に向けた住民・関係機関・団体の連携
現状・課題	地域には、いわゆる「ごみ屋敷」や「8050 問題」、ヤングケアラー、
	ひきこもりなどの生活課題を抱えた人もいます。その生活課題解決の
	ためには、既存の制度やサービスだけでは、対応することが難しい場
	合もあります。
取組	連携強化・ネットワーク構築
	いわゆる「ごみ屋敷」や「8050 問題」、ヤングケアラー等、複合的な
	課題への相談・支援体制の構築〈市・市社協〉